

別表十二(七)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ( )

別表十二(七) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定原子力発電施設の名称	1		期首原子力発電施設解体準備金の金額	18									
積立期間	2	. . .		当期解体費用を支出した場合の益金算入額	19								
当期積立額	3				累積限度超過額 (17)	20							
積立限度額の計算	当期末の解体費用見積額	4				その他の場合による益金算入額	21						
	累積限度基準額 (4) × $\frac{90}{100}$	5					計 (19) + (20) + (21)	22					
	前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	6						当期積立額のうち損金算入額 (3) - (11)	23				
	前期以前の積立限度超過額の合計額 (前期以前の(11)の合計)	7							期末原子力発電施設解体準備金の金額 (18) - (22) + (23)	24			
前期以前の累積限度超過取崩額の合計額	8	貸借対照表に計上されている原子力発電施設解体準備金								25			
計 (6) + (7) - (8)	9									当期に生じた差額の合計額 (11) + (27)	28		
積立限度額 (5) - ((9) × $\frac{90}{100}$ ) × $\frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$	10										前期以前分 前期末における差額 (前期の(26))	29	
積立限度超過額 (3) - (10)	11												
累積限度基準額 (5)	12												
前期以前の損金算入額 (前期以前の(23)欄)	13												
前期以前の損金算入超過額 (前期末までの(13)欄)	14												
差引原子力発電施設解体準備金の金額 (13) - (14) - (15)	16												
当期累積限度超過額 (16) - (12)	17												

**「23」欄**  
 原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合  
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の4第1項」※1又は「第57条の4第10項」※2  
 ② 「区分番号」欄：「00197」  
 ③ 「適用額」欄：「23」欄の金額  
 ※1 ※2に該当するもの以外  
 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合